

安全性無視の操業

水俣病裁判 原告、西田証人を追及

水俣病裁判の第十七回口頭弁論は、十日午前十時から熊本地裁民

事三部斎藤次郎裁判長係りで開かれ、元新日窒水俣工場長西田栄一氏、前チツソ監査役・五月二十六日退社」の九回目の証人尋問が行

なわれた。

この日も前回に引き続き、原告側弁護団は水俣工場の安全性にポイントを絞り、塩化ビニールモノマー工場、硫酸工場の危険さについてたどした。

原告側によると、とくに塩化ビニール工場は、二十五年月産十五トだったが、二十六年には月産百五十トと規模を十倍にし、重合法もそれまでの乳化法から新しい懸濁法を採用したが、未確立な技術

を一挙に採用したものだったため、有毒ガスがもれたり、キレツや折損事故が続出したという。さらに原告側は水俣工場尚和会（従業員の間はく団体）文芸部発行の「火火」第十集（三十三年二

月一日発行）に掲載された「二ボリットの歩んだ道」（著者は平井平蔵工務部設計課）を証拠に「論理的根拠が得られないままに、安全性を無視して操業を強行したの

は明白。このチツソのやり方がメテル水銀化合物をたれ流し、水俣病を起した」と企業体質を追及。

これに対して西田証人は「確かに理論的根拠は薄弱だったかもしれないが、百分の一のモデルで実験した結果があるので、生産に踏み切った。生産第一主義が企業としては当然だ。しかし人命を無視したつもりはない」と答えた。十一日も引き続き、西田氏の証人調べが行なわれる。